

令和7年度 東員町水質検査計画

東員町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の管理に万全を期しています。

水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため、水質検査計画を策定し、毎事業年度の開始前に町民の皆様へ情報提供をいたしております。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己/委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

- (1) 町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けられている水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
- (2) 水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 水質検査の結果について、評価のうえ公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

2. 水道事業の概要

表-1 水道事業の概要

系統 (水道施設名)	水源	浄水場 (処理能力 m^3 ／ 日)	配水池	給水区域	水質検査地点
東員町上水道 管理事務所 (浄水場)	①第1水源 2号井(浅井戸) ②第2水源 3号井(浅井戸) 4号井(浅井戸) ③第3水源 6号井(浅井戸)	浄水場 (18,600 m^3 ／日) ・塩素消毒	低区第1配水池 低区第2配水池 低区第3配水池 高区配水池 高区第2配水池	東員町全域	給水栓： 中上加圧ポンプ場

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

[水源の状況]

東員町の水源は全て地下水に依存しており、4本の浅井戸から取水しています。地下水の水質は大腸菌などの細菌類による汚染もない良好な水源です。

[原水及び浄水の水質状況]

原水の水質が良好であるため、浄水処理は塩素消毒のみで安全で良質な水道水の供給ができます。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水道水の水質検査

ア. 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果の3項目については、町内の中心として東員町役場、低区配水池系統の末端地区として、中上地区で休日も含め毎日検査を行います。

イ. 水質基準項目

東員町では1系統で給水を行っています。採水場所については表-1に、また、水質検査を行う項目、検査頻度については表-2に示します。

原水及び浄水の水質状況や過去の水質検査結果等を考慮して適切な検査回数を確保し、また、省略可となった項目についても、安全確認のため1年に1回検査します。

なお、東員町では全て地下水を水源としていますので臭気の原因となる藻類は発生せず、臭気物質の、基42 ジェオスミン、基43 ニーメチルイソボルネオールは検出されないことが明らかなので、確認のため夏季に1回検査をするにとどめます。

令和2年4月1日から、六価クロム化合物の水質基準はこれまでの0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。過年度の検査結果が、新水質基準の5分の1以下

であることが確認できないため、令和２年度から年４回の検査を実施します。

表－２ 水質検査項目及び検査頻度（検査回数/年間）

No.	定期検査項目	水質基準	検査回数 (処理水)	検査回数 (原水)
基 1	一般細菌	100 CFU/mL 以下	12 回/年	1 回/年
基 2	大腸菌	検出されないこと	12 回/年	12 回/年
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	1 回/年
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4 回/年	1 回/年
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 15	一・四－ジオキサン	0.05 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 16	シス－一・二－ジクロロエチレン及び トランス－一・二－ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	4 回/年	－
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	4 回/年	－
基 23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	4 回/年	－
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4 回/年	－
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	4 回/年	－
基 26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	4 回/年	－
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	4 回/年	－
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4 回/年	－
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	4 回/年	－
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	4 回/年	－
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4 回/年	－
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年

基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	12 回/年	1 回/年
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	4 回/年	1 回/年
基 40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	4 回/年	1 回/年
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 43	二―メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	1 回/年	1 回/年
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	12 回/年	1 回/年
基 47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12 回/年	1 回/年
基 48	味	異常でないこと	12 回/年	―
基 49	臭気	異常でないこと	12 回/年	1 回/年
基 50	色度	5 度以下	12 回/年	1 回/年
基 51	濁度	2 度以下	12 回/年	1 回/年

ウ．水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水中で検出される可能性があり、水質管理上留意すべきであるとされる項目で、「1 アンチモン及びその化合物」から「31 PFOS 及び PFOA」までの 27 項目あり、表－3 に示します。

表－3 水質管理目標設定項目

番号	検査項目	水質基準	検査回数 (処理水)	検査回数 (原水)
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1 回/年	―
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下	1 回/年	―
3	ニッケル及びその化合物	0.020 mg/L 以下	1 回/年	―
4	(削除)		1 回/年	―
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1 回/年	―
6	(削除)		1 回/年	―
7	(削除)		1 回/年	―
8	トルエン	0.4 mg/L 以下	1 回/年	―
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1 回/年	―
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	1 回/年	―

11	(削除)		1 回/年	—
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	1 回/年	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下	1 回/年	—
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下	1 回/年	—
15	農薬類	1 以下	1 回/年	—
	ダイムロン	0.8 mg/L 以下	1 回/年	—
	プロモブチド	0.1 mg/L 以下	1 回/年	—
16	残留塩素	1 mg/L 以下	1 回/年	—
17	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	10・100 mg/L 以下	1 回/年	—
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1 回/年	—
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1 回/年	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1 回/年	—
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1 回/年	—
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下	1 回/年	—
23	臭気強度（TON）	3 以下	1 回/年	—
24	蒸発残留物	30～200 mg/L	1 回/年	—
25	濁度	1 度以下	1 回/年	—
26	pH 値	7.5 程度	1 回/年	—
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 以下	1 回/年	—
28	従属栄養細菌	2,000 CFU/mL 以下	1 回/年	—
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1 回/年	—
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1 回/年	—
31	PFOS 及び PFOA	50.0 ng/L 以下	1 回/年	—

(2) 原水の水質検査

原水については、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、水質が最も悪化していると考えられる時期に、消毒副生成物（基 21～31）及び味（基 48）を除く水質基準項目を年 1 回検査します。

(3) 耐塩素性病原生物に係る検査

水道水の消毒剤である塩素に対して耐性を持つ生物については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 4 月 1 日適用 厚生労働省）に準じ原水の指標菌検査を実施します。

5. 水質検査方法

水質基準項目の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行います。また、その他の項目も国が定めた検査方法によって行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事等により水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など町民の皆様から苦情、水質相談があった場合は現場の実態を調査し、必要に応じて水質検査を行います。

7. 水質検査の自己/委託の区分

- (1) 色、濁り、消毒の残留効果の 3 項目については、毎日、東員町役場上下水道課職員及び東員町役場職員が検査を行います。
- (2) 給水栓水及び原水の水質基準項目、追加の水質管理目標設定項目などについては、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録水質検査機関に委託して検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表内容

- ①水質検査計画
- ②水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③その他

(2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について町民の皆様に対し次のように公表し、また、公表内容に対する町民の皆様の意見を積極的に聞き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうか判定を行っていますが、詳細なデータ一覧は年度毎に整理し、取りまとめ、公表します。

ア. 町民の皆様への公表の方法

上下水道課窓口、インターネットによるホームページ

イ. 町民の皆様からの意見聞き取り方法

上下水道課窓口、電話、FAX、Eメール

9. その他の留意事項

(1) 水源周辺の汚染に関する動向把握と変化の状況

各水源については、定期パトロールを実施し、水源周辺の汚染を監視します。

(2) 取水施設、浄水施設、配水施設及び給水管等の工事計画と実施状況

令和7年度に中上地内ほかにて配水管の耐震化を実施します。

(3) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、東員町役場みらい環境課、三重県環境生活部、桑名地域防災総合事務所、水質検査委託業者等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。

問い合わせ

東員町役場上下水道課 TEL 0594-86-2812

FAX 0594-86-2852

Email : suido@town.toin.lg.jp